

# 家電リサイクル対象品の扱いや廃棄物搬入規制で

# 自治体に協力を要請

環境省が事務連絡

環境省は東日本大震災に関連し、都道府県や政令市に対し、「被災した家電リサイクル法対象品の処理について」、「他自治体からの廃棄物搬入受け入れおよび産業廃棄物処理施設の運転管理の適切な実施について」それぞれ事務連絡を行った。

被災した家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫）については、被災地ではがれき等の迅速な処理が最優先であることから、災害廃棄物として他の廃棄物と一緒に処理することもやむを得ないとした。他のがれき等と混在していない場合など分別が可能な場合は、まず自治体が収集した災害廃棄物の中から可能な範囲で家電リサイクル法対象品目を分別する。

破損・腐食の程度等を勘察し、リサイクル可能（有用な資源の回収が見込める）か否かを自治体が判断する。判断が困難な場合は、家電メーカーが支援する。支援受付窓口は家電製品協会が務める。リサイクルが見込める場合は家電リサイクル法に基づく指定引き取り場所に搬入後、家電メーカーがリサイクルを実施する。リサイクルが見込めない場合は、災害廃棄物として他の廃棄物と一緒に処理することになる。

他自治体からの搬入受け入れについては、一部自治体が行っている産業の搬入規制を見直し適切な対応を行うよう求められている。

災害廃棄物の処理を進めるには関係自治体等が連携して廃棄物の広域的処理を円滑、迅速かつ適切に行う必要がある。また、今後被災した自治体等から他自治体の産業廃棄物等に対する協力が要請されることも想定される。

このため、同省では従来から他自治体からの産業の搬入規制については見直しを要請していたが、特に被災地域で生じた廃棄物の処理への対応として、被災地からの廃棄物の受け入れが円滑に進むよう適切な措置を講じることも、自治体および産業処理施設の設置者等関係者間の連携を密にし、被災地域への管内処理施設情報の提供を行うなど、被災地域で発生した廃棄物が円滑、迅速かつ適切に処理されるよう配慮することを求めている。